

認知症を知る

日本全国で高齢化がすすんでいるように透析患者も高齢化がすすんでいます。

「認知症になるのでは？」「認知症なのでは？」
「認知症ってなに？」と“認知症”に対する不安はだれもが持っていると思います。
恐れる前にまずは“認知症”について教えてもらいましょう。



医療法人社団裕和会
長尾クリニック 名誉院長
長尾 和宏 先生

●職歴

1984年 東京医科大学卒業 大阪大学第二内科入局
1991年 医学博士（大阪大学）授与 市立芦屋病院内科医長
1995年 兵庫県尼崎市で長尾クリニックを開業



第28回 認知症と介護保険

もし自分自身やご家族が認知症かな？と思ったら、まずはお近くの医療機関に行き診察や検査を受けましょう。かかりつけ医がある人は、まずそこで相談してみましょ。認知症を診る開業医が年々、増えています。あるいは、お近くの「認知症サポート医」を探してみましょ。もしも精密検査が必要と判断されたなら専門病院に紹介されます。いきなり大病院に行くと、数千円程度の余分なお金が加算されるので、まずは地域の開業医を通したほうがスムーズに事が運ぶことを知っておいてください。

そして治療可能な認知症があることも知っておくべきです。慢性硬膜下血腫や正常圧水頭症による認知機能低下は脳外科的処置で改善します。あるいは、甲状腺機能低下症やビタミンB1欠乏症もそれが判明すれば改善します。結構多いのが多剤投与による認知機能低下ですが、これも「減薬」により改善します。

もしもそれ以外の本物の認知症という診断を得たなら、次に「介護」の体制づくりが必要です。介護サービスを利用するには、市町村の役所の中の介護保険の窓口での介護認定の申し込みから始まります。その時に「主治医名」を聞かれますが、「主治医意見書」を書いてくれる医師のことです。病院の先生でも開業医でもどちらでもいいのですが、生活状況をよく知っている医師を選んでください。「介護認定審査会」において、主治医意見書と認定調査員の調査結果を総合して要介護度が判定されます。要介護認定をもらわないと介護サービスは利用できません。しかし認定されるまで1ヶ月程度かかります。その間に介護が必要であれば、ケアマネに相談して「遡及的取り扱い」が受けられそうか相談して下さい。自宅介護ならケアマネは自由に選べます。要支援か要介護という判定が出れば種々の介護サービスを受けられます。実は認知症は医療よりも介護のほうがメインなのです。だから介護保険制度についてよく知っておくべきです。

このコーナーの番外編です

まぼろし



明けましておめでとうございます



道の駅みなみ波賀

冬の音水湖
(引原ダム)

しろうし
宍粟市



宍粟市マスコットキャラクター
「しーたん」

特定非営利活動法人 兵庫県腎友会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-1-21 福建会館ビル6F TEL.078 (371) 4382 FAX.078 (371) 8840
ウェブサイト●<https://npohjk.or.jp/> E-mail●npohyojin@nifty.com

- | | | | | | |
|------------|-----------|------------------|-----------|--------------------|--------------------|
| ■阪神ブロック事務局 | 〒663-8215 | 西宮市今津水波町1-7 | ドミトリー高木1F | TEL.0798 (36) 9731 | FAX.0798 (36) 9732 |
| ■神戸ブロック事務局 | 〒650-0012 | 神戸市中央区北長狭通5-1-21 | 福建会館ビル6F | TEL.078 (958) 7370 | FAX.078 (371) 8840 |
| ■東播ブロック事務局 | 〒650-0012 | 神戸市中央区北長狭通5-1-21 | 福建会館ビル6F | TEL.078 (958) 7323 | FAX.078 (958) 7102 |
| ■西播ブロック事務局 | 〒672-8048 | 姫路市飾磨区三宅1-192 | 田中興産ビル6F | TEL.079 (285) 0577 | FAX.079 (287) 6038 |